行う二以上の登録局の届出を同時に行う場合（一の総合通信局の管轄区域内に開設する場合に限る。）は、一の登録局について当該資料を添付し、他の登録局については、⑧の欄に当該一の登録局に当該資料を添付した旨を記載することにより、当該資料の添付を省略することができる。

イ　移動する無線局を通信の相手方とする無線局

当該届出に係る登録局における業務区域を記載した地図

5　届出書の用紙は、日本工業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第四号　無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式（第12条第２項及び第25条第１項関係）

（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局変更等申請書及び届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿（注１）

□電波法第９条第１項又は第４項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

□電波法第９条第２項又は第５項の規定により、無線局の工事設計等を変更したので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第17条第１項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

□電波法第17条第２項又は第３項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

（注２）

記

1　申請（届出）者（注３）

住　所	都道府県―市区町村コード　〔　　〕
	〒（　　―　　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
	印

別表第四号　無線局免許承継申請書の様式（第20条の３の２関係）

第１　申請書

無線局免許承継申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿（注１）

申請者　住所（注２）
（ふりがな）
氏名（注３）　㊞
（ふりがな）
代表者氏名

電波法第二十条第三項（若しくは第四項後段若しくは第五項後段又は第十項）の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1　譲渡人

（ふりがな） 氏名（注４）	住所（注２）	（ふりがな） 代表者氏名（注５）

2　譲受人が事業を譲り受ける年月日

3　事業の譲受けの理由

4　免許人（又は予備免許を受けた者）の地位の承継を必要とする理由

5　承継に係る無線局

識別信号	種別	免許番号（又は予備免許の番号）	免許の有効期間

6　無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局に限る。）（別表第二号第１又は第５基幹放送局の無線局事項書に準ずる。）

7　事業計画（基幹放送局に限る。）（別表第二号第１又は第５基幹放送局の無線局事項書に準ずる。）